

高校生等のために

こうこうせいとうしゅうがくし えんじぎょう しゅうがくしたくきん むりしかしつげまた りしほきゅう
高校生等修学支援事業(修学支度金)【無利子貸付又は利子補給】

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学支度金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学支度金貸与制度	2 修学支度金特別融資利子補給制度
ないよう 内 容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者が金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給（補助）する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
たいしやう 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等（下の①～⑤）に在学している生徒 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等（下の①～⑤）に在学している生徒の保護者 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が150万円以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校
	注1：「高校生等修学支援事業（修学金）（P.72～73）」の対象者に限り、この制度が利用できます。修学支度金のみ申請はできません。 注2：「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
かしつけまた 融 資 額	入学時1回 国公立 私立	50,000円定額 250,000円定額
しんせいじ 申 請 時 期	入学後の5月中旬まで	
しんせい 申 請 手 続 および かしつけ 貸 付 時 期	申請書に必要事項を記入し、所定の書類（所得に関する証明書等）を添付して、在学している学校に提出してください。申請書は学校から配布されます。 ▶次の①～③の流れになります。 ①貸与申請（入学後の5月中旬まで） ②府から貸与決定通知を交付 ③貸与（送金）	▶次の①～⑦の流れになります。 ①申込資格認定申請（5月中旬まで） ②府から認定証を交付 ③金融機関へ申込（～7月末） ④金融機関が審査後融資決定 ⑤融資 ⑥支払われた1年分の利子の補給を府へ申請（翌年の6月） ⑦府から利子補給（翌年の8月）

かしつけまた 貸付又は 融資時期	6月末～7月末	申請時期、各金融機関によって異なります。
れんたいほしゅうにん 連帯保証人	1名(親権者が兼ねることも可能です。)	不要ですが、保証(手数)料につきましては、自己負担となります。
へんさいきかん 返済期間	修学金貸付終了後、7年以内 (返還猶予の場合、猶予終了後7年以内)	融資があった月又は翌月から最長7年以内
とあわさき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校又は京都府教育庁指導部高校教育課 (TEL075-574-7518) にお問い合わせください。	
びこう 備考	<p>同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。</p> <p>① 母子父子寡婦福祉資金貸付金(就学支度資金)貸付 (P.44～45、P.71)</p> <p>② 高校生給付型奨学金(入学支度金)支給 (P.41～42、P.54～55)</p> <p>③ 交通遺児奨学金等(入学支度金)支給 (P.58～59)</p> <p>④ 母子家庭奨学金等(入学支度金)支給 (P.57)</p> <p>⑤ 生活福祉資金貸付金(就学支度費)貸付 (P.43、P.70)</p> <p>⑥ 就学奨励費(特別支援学校)支給 (P.60)</p> <p>⑦ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金</p> <p>▶ 生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助(高等学校等就学費)」(P.53)の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)と事前にご相談ください。</p>	